

平成29年1月18日

乾式複写機の設置をする者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

青森地方裁判所長 草野 真人

青森地方裁判所庁舎等の一部において、有償による使用許可を受け、乾式複写機を設置する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

青森地方裁判所庁舎等における使用許可（乾式複写機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

事件記録等の謄写の用に供するために、青森地方裁判所庁舎等の一部について、乾式複写機を設置させる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とする。

3 使用許可をする場所

(1) 青森市長島1丁目3番26号 青森地方裁判所

ア 4階物件明細書閲覧コーナー

イ 4階簡易裁判所事務室

(2) 青森県弘前市大字下白銀町7 青森地方裁判所弘前支部

ア 1階簡易裁判所事務室

イ 3階物件明細書閲覧コーナー

(3) 青森県八戸市根城9丁目13番6号 青森地方裁判所八戸支部

ア 1階競売物件資料閲覧室

イ 2階庶務課

(4) 青森県五所川原市字元町54 青森地方裁判所五所川原支部

1階物件明細閲覧室

(5) 青森県十和田市西二番町14番8号 青森地方裁判所十和田支部

1階物件明細閲覧室

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、乾式複写機を設置する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成29年1月18日（水）から同月31日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

青森市長島1丁目3番26号

青森地方裁判所事務局会計課管理係（担当：種市，福田）

電話017（722）5759

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送又は電送による交付申し込みは受け付けない。）。

(2) 企画提案書の提出方法

ア 提出期間

平成29年2月3日（金）から同月10日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

(1)のイと同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による（郵送又は電送による提出は受け付けない。）。

エ 提出部数 4部（正本1部，副本3部）

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成，提出に関する質問は，次の提出期限まで，書面にて受け付けるので，提出場所に郵送（イの期限必着）又は持参の方法により提出する。ただし，手続及び企画提案書の書式についての質問は，5の(1)のイの交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成29年2月1日（水）正午まで

ウ 提出場所 5の(1)のイと同じ

- (2) 全ての質問に対する回答書は，企画提案募集要領を交付した全ての者に対して，2月2日（木）午後5時までにファクシミリ等で回答する。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 応募者の参加資格として，次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人，法人又は公共団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(2) 提出した企画提案書が次のいずれかに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が5の(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(3) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単価は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書等の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。